

## <研究報告>

# 〈日本近代礼法〉の形成過程(2)

薄 井 明\*

**抄 錄：**本論では、前号に引き続き、風俗習慣、学校教育、近代天皇制、および礼法書を検討しながら、〈日本近代礼法〉の形成過程を略述する。第3節の(1)では、明治二十年代から三十年代初頭にかけての〈日本近代礼法〉の形成過程を考察する。この時期、全面的な復古傾向とナショナリズムを背景にして、一時見捨てられた風俗習慣が復活してゆき、女子教育の方針が「賢母良妻」養成となり、「御真影」への最敬礼を含んだ祝祭日儀式の遂行が学校の教師および生徒たちに義務づけられていった。この結果、「女礼式」の復活・強化や天皇の神聖化が進んでいったが、その一方で、礼法における男女の無差別化や礼法の簡略化の傾向も徐々に生まれていった。

**キーワード：**日本近代礼法、風俗習慣、学校教育、近代天皇制、礼法書

## 目 次

1. はじめに
2. 明治前半期の〈日本近代礼法〉の形成過程
  - (1)〈日本近代礼法〉の黎明期
  - (2)「女礼式」教育の導入と欧化への最初の反動  
[以上前号]
3. 明治後半期の〈日本近代礼法〉の形成過程
  - (1)欧化主義への全面的な反動と学校儀式礼法の成立  
[以上本号、以下次号]
  - (2)「作法教授要項」の制定と「国民礼法」の要請
4. おわりに

## 3. 明治後半期の〈日本近代礼法〉の形成過程

### (1)欧化主義への全面的な反動と学校儀式礼法の成立

〈日本近代礼法〉形成過程の第三期は、欧化主義に対して明治二十年代に起こった国民レベルでの反動傾向を背景とし、天皇制明治国家の確立期から実施されていった学校儀式政策によって特徴づけられる。時期としては三十年代初頭までとする。この過程を、(a)欧化主義に対する全面的な反動、(b)女子教育再編と礼法教育、(c)天皇制教育における学校儀式礼法の確立と強化、(d)礼法書の出版状況とその内容の各面から見てみよう。

(a)この時期の日本社会は、欧化主義への全面的な反動およびナショナリズムの台頭によって特徴づけられる。いうまでもなく、ナショナリズムが特に高揚したのは、条約改正問題や二十七年（1894）に勃発した日清戦争をめぐってであった。しかし、こうした社会意識は、対外的な敵対感情から生じた一過性の“愛国心”というより、それ以前から蓄積されてきた、拝外主義に対する人々の違和感ないし反感が、さまざまな不満とともに、噴出したという面が多分にある。

明治二十年代初頭は、十九年（1886）に起こったノルマントン号事件に対して国民の憤慨が噴出するなど、条約改正問題で欧米に対する日本の不平等性が国民的議論となっていた。また、外務大臣の井上馨の条約改正案にあった大審院における外国人判事の任用が政府内外から批判を受け、彼の極端な欧化政策に対する反感と相俟って、井上は二十年に外相を辞任せざるを得なかった。後継の外相・大隈重信も、同様の批判に遭い、二十二年に玄洋社の来島恒喜に爆弾を投げつけられて負傷した。

こうした政治・社会状況を背景にして登場してきたのが、「国粹保存主義」である。それを象徴する出来事が三宅雪嶺や志賀重昂らによる明治二十一年（1888）の雑誌『日本人』創刊および陸羯南による二十二年の新聞『日本』創刊であり、これ以降、「国粹保存主義」は一つの時代思潮となっていました。

国粹保存主義の「国粹」は英語の“nationality”に相当し、その意味では「ナショナリズム」だといえるが、よ

\*人間基礎科学講座

り中立的な用語で表現すれば、「日本の近代化を、西洋への同化の方向ではなく、選択的摂取によって、西洋の文物の日本への同化の方向に打ち出そうとする構想」(鹿野 1999:89) であったといえる。それは、従来の「欧化」一辺倒の傾向に対する国民レベルでの「反省」が本格的に生まれてきたことを意味する。山路愛山は「明治十四、五年の交に起こりたる保守的反動は、具体的にいえば漢学の再興に過ぎざりしかども、明治二十年ごろより起こりたる保守的反動は、国民的自覚の一現象にはかならざる」(山路 1916=1984:410) と述べ、この時期の反動傾向が「国民的反動」(同上) であったことを指している。また、当時日本に滞在していたドイツ人医師のベルツ (Bälz, E.) も、大日本帝国憲法発布直前の二十二年一月の日記に「一般に、日本の民心はあらゆる外國のもの、特にすべての外人に対して断然不利である。久しくわれわれの予想していた反動がついに来たのだ」

(ベルツ 1979:134) と、当時の社会意識の変化について書き記している。実際、新聞では「接吻論 西洋の風俗習慣や事物で、有害な物は輸入に反対」(『読売新聞』明治二十一年二月五日「社説」) や「奥様〔貴婦人令嬢のこと〕引用者」の御病気は全くコルセットの胸部圧迫に原因致す」(『東京日日新聞』明治二十一年八月二十三日) など、西洋の風俗習慣や事物の一部に対して「有害」と論じる記事も出てくる。

こうした反動は、風俗習慣における全般的な復古傾向として現れた。例えば「鹿鳴館時代」に流行した女性の洋装や束髪は、その終焉とともに急速に姿を消して、和服や日本髪に戻っていった(小木・熊倉・上野 1990:495)。高等師範学校女子部では十八年から、宮城県師範学校女子部では二十一年からそれぞれ洋服が採用されたが、二十六年には東京女子高等師範学校や宮城県女子高等師範学校で和服が制服とされるなど、女学生の和服への回帰がみられる。また、「近ごろ洋服を衣る人のとみにふえたるは最も著しく」(『朝野新聞』明治十八年十二月三日) と報じられた男性の洋装も、数年のうちに「洋服の売行に於て著しき不景氣を感じたるは明治二十二年以降なれば、本年にて殆ど四年続きの衰退なり」(小木・熊倉・上野 1990:141) と、状況が一変した。他の面でも二十年代半ば以降、「一時ほとんど西洋式の緑門に変わろうとした正月の松飾は復活せられ、上巳の雛人形、端午の武者幟、七夕の飾が、再び時を得顔に世に現わるという有様になった」(『東洋時論』大正元年十月号「社説」<sup>(2)</sup>) という。夏目漱石が次のように揶揄した事態が、本格的に起ったのである。

「発作的の移動はまた後戻する事あるべし。日本人は一時の発作にて凡ての風俗を棄てたる後また棄てたるものひろい集めつつあるなり。」(夏目 1986:309)

(b) 欧化主義に対する全面的な反動は、目に見える風俗習慣だけでなく、人々の政治意識や道徳意識にも反動をもたらした。「時代そのものが、この明治二十一年から二十二年にかけて、急激に旧体制の日本へと逆行しようとしていた」(伊藤 1995:100) ともいう。その反動は、「女子教育」に関する考え方へ現れていた。

その一例として、民権運動の退潮とともに男女同権論への批判が強くなったことが挙げられる。前号で触れたように、男女同権論への「反感・反発」レベルの論調は明治十年代にもあったが、二十年代には「社会維持の上から男女同権はよくない」(『読売新聞』明治二十年八月二十八日「社説」) といった正面切った反対論が現れる。また、女性の地位向上を目的に十八年に創刊された『女学雑誌』に対しては、それを敵対視する『日本之女学』と『貴女之友』が二十年に創刊されたり、「女学雑誌 女性社会の汚濁掃討のために誕生したのに、政治問題を記載するとは」(『読売新聞』明治二十二年十月十一日) といった名指しの批判もなされた。

これを援護射撃するように、女学校醜聞や女学生攻撃のキャンペーンが新聞で展開される。「女学校教官の艶聞

学者社会でも非難高まり、著書を焼き絶版にする出版者も」(『読売新聞』明治二十二年六月十九日) や「女学生の醜聞記事の功罪 退校者増え社会評価低下 生徒目覚めさせる動機にも」(『読売新聞』明治二十四年四月三十日) をはじめ、「明治二十二、三年(中略)の頃の新聞で女学生攻撃の記事を掲載しなかったものはほとんどない」(村上 1973:200) といわれるほどであった。

そして、攻撃の矛先は、その「元凶」としての女子教育のあり方に向かった。これらの攻撃が帰着する主張は、「知育偏重・德育軽視」の教育が女生徒の「生意気(お転婆)」や「浮華」、さらに「堕落」を生み出したという紋切り型の論法であった。例えば、それは「お転婆排斥主義 女子は柔順和従、その本分は徳の養成と活用にあり」(『読売新聞』明治二十四年九月六日「社説」) といった主張に典型的に現れている。また、二十四年刊の坪谷善四郎『日本女礼式』は、新聞の女学校批判キャンペーンが「世の好事家の奸策」<sup>(3)</sup>だと指摘しながらも、次のように女子教育の是正の必要性は説いている。

「近き頃女学生の行いにつきて良からぬ評判を伝うるものあり。(中略) 仮令此等の風説は全たく無根の事なりとするも、今日女子教育の方法は多く知識を養うことを専一とし道徳の教育は之を第二に置きたれば、知識<sup>ひじき</sup>より進みて徳義の心は之に伴わず。為に時としては道に背き徳に悖るの事をも耳にするに至るものとす。されば、今日の女子を教育するには先づ其の徳義の心<sup>はな</sup>を養うべき道を講ずること、甚はだ肝要なるべきなり。」(坪谷 1891:6)

こうした世論の動向を背景として、明治二十年代半ば以降、「その教育主義も男女同権論から急に再び七去三從の『女大学』が採用せらるる」(『東洋持論』大正元年十月号「社説」<sup>④</sup>)といわれたような復古傾向が目立つてくる一方で、「女礼式」教育に新たな動きが出てくる。その一つが学校教育における男女の差別化であり、もう一つが礼法教育としての伝統芸能の再評価である。

前者の学校教育における男女の差別化に関しては、女子教育を「賢母良妻」養成とする基本方針が明確になっていったことが挙げられる。たてまえ抜きにその主張を表現すれば、「せいぜい普通教育は必要だが、女に高等教育が不要だ」(村上 1973: 206 [傍点—原著者])という女子の高等教育不要論と、「今後は無用の机上学問を排して、修身、裁縫、礼式に力をそそぎ、眞に日本女性たる自覚を与えるなければならない」(村上 同書: 196)という差別化された女子教育観であったといえる。

初代文部大臣の森有礼はこの方針をもっていたが、女子教育全般にわたる法令整備に着手する前に凶刃に倒れた。その法令化は、明治二十四年十二月の「中学校令中改正」の第十四条で「高等女学校」が「尋常中学校の種類」(文部省 1972b: 130)に位置づけられて以後である。文部省は、二十六年七月、女子就学促進のため「女子教育ニ関スル訓令」を出し、「女子の教育は将来家庭教育に至大の關係を有する」として小学校に「裁縫教科」設置を指導した(篠塚 1995: 86–87)。二十八年の「高等女学校規程」では、「修身」の教育内容を、「教育ニ関スル勅語」の趣旨に基づき「人道実践の方法を授け兼ねて作法を授く」「貞淑の徳を養い起居言語其の宜きに適せしめんことを要す」(文部省 1972b: 130)と規定した。そして、高等女学校の教育目標を「賢母良妻たらしむるの素養を為すに在り、故に優美高尚の気風、温良貞淑の資性を涵養すると俱に中人以上の生活に必須なる学術技芸を知得せしめんこと」(文部省 1972a: 348)とする「高等女学校令」が三十二年に公布された。

「女礼式」教育の新たな動きのもう一つは、上記の点とも関連が深いが、「茶の湯（点茶・茶道）」をはじめとする伝統芸能の復活と女子教育への浸透である。なかでも明治維新によって壊滅的な打撃を受けた茶の湯は、二十年代の復古傾向を追い風として再興し、「礼法」教育に有効な技芸として自らを意味づけることによって女子学校教育の分野に進出していった。

維新後の学校教育に茶の湯を導入した先駆者は、明治八年に「跡見学校」を創設した跡見花蹊だとされる。その後、明治十年代にも茶の湯を女子学校教育に導入する例は散見されるが、一般化し始めるのは二十年代に入ってからである。「文部省は女子教育に点茶を加えることに難色を示したのであるが、明治中後期にはかなり広く茶

儀科の教育が実現してくる」(熊倉 1999: 132)という。例えば、東京女学校では二十年に茶の湯の指導が開始され、華族女学校では二十二年に茶の湯が教科として新設されている。そして、次に引用する二十六年の大川新吉「東京百事流行案内」には、女子の間における茶の湯の流行ぶりが語られている。

「洋流阿転婆の風靡を巻くの反動として、世の国粹保存的教育家頻に諸札を正したるより千家の茶道太く流行し、宮も藁家も推なべて茶の湯を知らぬは人に非ずと云わんばかり、猫も杓子も鮑貝に似たる茶碗撫廻し、我れ独り樂しがる時代となれるは實に極端のことというべし。」(小木・熊倉・上野 1990: 161)

こうした「茶の湯」人気は、一部の人々の、一時的な現象ではなかったようである。例えば二十八年に博文館から「日用百科全書」第二編で『茶の湯と生花』が、三十一年に同文館から「家庭全書」第三編で『茶の湯の栢』がそれぞれ出版されており、当時、一定の読者層が存在していたことが推定できる<sup>⑤</sup>。また、夏目漱石が三十四年の日記の中で、維新後の日本の変化を論じながら、「茶の湯は斥けられてまた興りぬ」(夏目 1986: 309)と指摘していることも、「茶の湯」の定着を傍証するものである。「女学校の教育のなかに茶道がしっかりと根をおろし、女性の教養として必須のごとく思いなされるようになるのは、大正時代以降のことであろう」(熊倉 1999: 136)とされるが、女性の嗜みの一つとしての茶の湯という認識が一般化し始めるのは、礼法書の内容変化(後述)からみても、明治二十年代半ば以降といってほほ間違いない。そして、礼法教育の一環として茶の湯が普及したことは、「小笠原流」一辺倒だった礼法教育に、別の流れを作り出す契機になっていた。

(c)ところで、この第三期は、二十二年二月に「大日本帝国憲法」が発布され、二十三年十一月に「帝国議会」の第一回通常議会が開催されるなど、明治国家の骨格がほぼ出来上がっていく時期に当たる。そして、それはまた、近代天皇制の確立期でもあった。近代日本の行幸啓を詳細に研究した原武史によれば、二十三年以降、「天皇がよく見えていた第三段階 [明治五年から二十三年まで—引用者] とは異なり、天皇を大元帥や「神」として觀念的に意識させようとする政府の戦略がはっきりしてくる」(原 2001: 19)という。

これに対応して、学校教育では、大日本帝国憲法の第三条「天皇は神聖にして侵すべからず」を地で行くように、天皇を神聖化する教育が急速に進められていった。言うまでもなく、その基軸となったのは二十三年十月に発布された「教育ニ関スル勅語」(以下、「教育勅語」)であるが、これがその本格的な効果を發揮するのは、「御真影」や唱歌などと一体化した二十四年六月の「小学校

祝日大祭日儀式規程」制定によってである。

御真影に関しては、学校への下付がすでに十五年頃から始まっており、二十年以降は府県立の尋常師範学校・中学校に広げられ、二十二年十二月には町村立の高等学校・尋常小学校へ逐次下付する旨が府県に通知されていた。唱歌に関しても、二十一年三月、政府は祝日の祝賀式に唱歌を歌うことを決定している<sup>[6]</sup>。これらが学校儀式として最初に統合されたのは二十三年二月で、紀元節・天長節・元始祭の日に御真影を生徒に拝礼させ、忠君愛国の志気を涵養するよう校長に示諭すべしとの内訓が郡区長に出された。この内訓に基づく儀式の様子を、島根県尋常中学校に赴任したばかりのラフカディオ・ハーン（Hearn, L.、後の小泉八雲）が、二十三年十一月三日付の日記の中で描写している。

「今日は天皇陛下の誕生日、天長節である。日本中が旗日で学校で授業はない。それでも午前八時に全生徒と教職員が尋常中学校の大講堂に集り陛下の御誕辰の記念日をお祝い申しあげる。／講堂の演壇の上には地味な色の絹布が敷いてある机が置かれ、この机の上に天皇皇后両陛下の御肖像が金枠の中に入れられて並んで立ててある。演壇の奥の凹みには旗や花束が飾ってある。」(小泉 1990:30)

この描写から、厳かな儀式の雰囲気を醸し出し「天皇を莊嚴化する装置」(入江 2001:124) が整っていたことがわかる。この時の儀式の流れを要約すると、「知事その他の来賓の入場→君が代齊唱→御真影に対する知事の拝礼→教師たち六人一組で同様の拝礼が続く→知事の訓話→君が代齊唱→散会」であった。教育勅語発布直後であったため、その「奉読」はまだ入っていなかった。

そして、二十三年十月の「教育勅語」発布以後盛んに行われた教育勅語謄本の拝受式や奉読式が、上記の学校儀式に組み込まれていった。これら御真影・教育勅語・唱歌を統合し、祝祭日儀式の正規の式次第として定めたものが、二十四年六月に出された「小学校祝日大祭日儀式規程」(文部省令第四号) であった。この規程では、校長・教員・生徒は祝祭日（紀元節・天長節・元始祭・神嘗祭・新嘗祭の日）に儀式を行い、その儀式内容として「御真影（御影）」への最敬礼と万歳唱和（「一、学校長及生徒 天皇陛下及 皇后陛下の 御影に対し 奉り 最敬礼を行い且 両陛下の万歳を奉祝す」）から始まって、教育勅語謄本の奉読、教育勅語に関する訓辞、祝祭日にふさわしい唱歌の合唱までを義務づけている。

天皇に対する「最敬礼」は、すでに明治八年二月の「大礼服着用敬礼式」で規定されていた。しかし、それは官吏に対する規程であって、直接には一般民衆と無縁であった。行幸の際、一般民衆に「脱帽立礼」や「敬礼」を指示する布達が出されていったが、その影響力は

限定的だったといってよい。また、「小学生徒心得」類における記述は「教師」や「尊敬すべき人」への「敬礼」どまりであったし、「小学女礼式」類における記述も「上輩」への「敬礼」までであった。

そうした流れからいえば、祝祭日儀式において御真影への最敬礼を義務づけた小学校祝日大祭日儀式規程は、「日本近代礼法」形成過程の中で重要な転換点であったといえる。この教育政策により、一般民衆（当初はまだ御真影を下付された学校の生徒だけだったが）に、「最敬礼」という礼の形式が、初めて正式の教化項目として導入されたからである。そして、この学校儀式は、「男一女」「親一子」「長一幼」といった上下関係を包摂しつつこれらを超越した特別な上位者としての天皇の存在感を、最大級の服従儀礼である「最敬礼」を通して、男女を問わず小学生たちの身体に刷り込む役割を果たしていくといえる。そして、「森有礼暗殺事件」(二十二年二月) や「内村鑑三不敬事件」(二十三年一月) で明らかのように、天皇に対する「不敬」を糾弾する雰囲気が一般国民や学生たちの間に広がりつつあった。こうしたときに御真影に対する最敬礼が決められたわけだから、それを拒否したり、その仕方が不十分であるだけで「不敬の所為」というレッテルが貼られ、周囲から制裁を受けるようになっていったのも、当然といえよう<sup>[7]</sup>。

これ以降、天皇神聖化教育は、昭和戦中期まで、いくつかの段階を経て強化されていった。その神聖化の度合いは天皇=御真影をめぐる儀式化の進行に伴って増大していくといった面がある。儀式化の指標の一つは天皇=御真影に対する最敬礼の様式の厳格化であり、もう一つは御真影と教育勅語謄本の取り扱い方の厳格化であった。

前者の最敬礼の様式に関しては、後に、屈む角度の明示など厳格化が進むが、この時期に特段の変化はみられない。むしろ、天皇=御真影に対する最敬礼という新たな慣例を浸透させることの方が先決だったのだろう。

一方、後者の御真影と教育勅語謄本の取り扱い方に関しては、この時期にも厳格化が進められていった。明治二十四年十一月、文部省は、各学校に下付された御真影と教育勅語謄本を「最も尊重に奉置せしむべし」(文部省訓令) と命じている。これによって、「不断に神經を使う通常の安泰」(多木 1988:220) という事態が生じた。また、天皇・皇后の肖像や写真に関しては、一般向に、二十五年十一月に「至尊ノ御写真ニ関スル件」(内務省訓令第七四一号) が、三十一年十二月に「御肖像取締ニ関スル件」(内務大臣諭告) が出され、「不敬に瓦らざるよう注意すること」として、露店販売禁止のほか、写出物や掲示場所などに関する細かい禁令が出されていった。三十一年一月には、「両陛下御真影奉掲位置之儀」という文部大臣秘書官の照会に対し、宮内省から「右を

以て天皇陛下の御位置（臣下より左手に押し奉る）とする」と回答している。このようにして、天皇に関連する事物の取り扱いの規程が細分化・厳格化すると「不敬の所為」とされる範囲も増え、それがさらに取り扱い上の細かい注意を要求し、そのことによって天皇の神聖さをいっそう増大させていったのである。

(d)以上の時代背景を押さえた上で、最後に、この第三期の礼法書の出版状況とその内容を概観してみよう。

この時期の礼法書の特徴として、まず、ナショナリズムの台頭が直接反映している。その一つが、書名に「日本」を冠した礼法書の出現である。その先駆と目される二十四年の坪谷善四郎『日本女礼式』は、次のように礼法における国粹保存主義を表明している。

「彼の歐羅巴・亜米利加の諸国と交通を開きてより漸やく彼の国の風俗を移し來り、我国固有の美わしき風を棄てて彼の國の俗にのみ倣わんと欲し、殊に我が善き所を棄てて彼の惡しき所を探らんと欲するの傾向あり」(坪谷 1891: 4 [傍点一引用者])

これ以後、二十五年の岡野英太郎『日本諸礼独稽古』、二十六年の鈴木常松『日本婦女鑑』、二十八年の三田村熊之助『日本諸礼式』、二十九年の河合寿造『図解日本諸礼式大全』と国分操子『日本女礼式』、ペストセラーかつロングセラーとなった三十年の坪谷善四郎『日本女礼式大全』<sup>(8)</sup>と続く<sup>(9)</sup>。

また、これと関連するが、この時期のもう一つの特徴として、「女礼式」というタイトルを付した礼法書が目立つことが挙げられる。これは、前述のように、二十年代の復古傾向、女子学校教育を「賢母良妻」養成とする方針の明確化に加え、二十八年の高等女学校規程で「作法」の教授を明示したことなどが関係していると思われる。上記の本の大部分は「女礼式」の本であり、この他にも二十五年の内藤加我『女礼式』、二十六年の有住斎『女礼式と婚礼法』と高山堂『新撰女礼式』、三十一年の鄙廻舎主人『普通女礼式大全』などが確認できる。

これらの礼法書を内容からみた場合、礼式に関する記述は從来のものとほとんど変わらない<sup>(10)</sup>が、それ以外の点で從来はみられなかった特徴が大きく三つ現れてくる。一番目は『女大学』『女今川』などの「女訓」書と礼法書の一体化、二番目は茶の湯をはじめとする「諸芸」の記載、三番目は「家庭経済」「家政学」などの新しい女子教育内容の導入である。

第一の点に関しては、女訓を主にし礼法を従にした本と礼法を主にし女訓を従にした本の二タイプがあったが、「鼈頭」と呼ばれる上欄と「本文」の二段組みの形式は、十七年の佐久間舜一郎・松平直温『新撰女大学』を先駆とし、この二十年代に一般化してゆき、少なくとも明治時代の末まで採用された。これは国粹保存主義の

台頭を背景とする女訓の再評価と女礼式の強化の直接的な反映だといえるが、記載の量に見合った影響力があつたかどうかは判断しがたい。

第二の点は、茶の湯など復活した伝統芸能が礼法教育に合流したことを意味する。茶の湯が礼法の向上に役立つと主張した初期の本に明治十五年の間瀬兵右衛門『茶道箸曾呂得』があるとされる(熊倉 1999: 125-126)。しかし、一般的の礼法書に、特に女性の嗜みとして「茶の湯」や「生け花」の心得が記載されるのは、二十四年刊の坪谷善四郎『日本女礼式』や久恒敏『男女普通礼式圖解』以降である。例えば『日本女礼式』では、「茶道の嗜なみ」の記述が本文五百八十二頁のうち三十八頁を占める。諸芸のうち、とりわけ茶の湯が礼法書に取り入れられたのは、次の記述のように、それが「女礼式」を補完する役割を果たすと考えられたからである。

「人の相親み相和らぎ、上下情を通じ、自から粗暴の風を矯正し、人心を和らぎ、礼義を貴ばしめ、快楽の中にならず知らずして、善道に勧化せしむるは、茶の道に優るものあらじ」(鈴木 1893: 155)

第三の点は女子教育における「賢母良妻」養成の方針の直接的な影響だが、この部分に関しては、単純に「復古」とはいえない教育内容を含んでいた。例えば二十二年の松田敏足『女小学躰草』では女子教育の二本柱を「生計法(=家庭経済・家政学)」と「交際法(=礼儀作法)」と規定し、「体育・知育・德育」の三教育が必要だと主張している(松田 1889: 10-11)。二十六年の鈴木常松『日本婦女鑑』の項目も、「修身」「齊家(=家政)」「育児」「衛生」「學術」「礼節」「裁縫」「唱歌」「和歌」と多方面にわたっており、「女訓」と「女礼式」のどちらか、または双方といった從来書を超える内容であった。

これら三点の特徴をまとめていえば、礼法書の総合化といえるだろう。この傾向の集約点に位置するのが、三十年の坪谷善四郎『日本女礼式大全』である。その「凡例」の箇所で、以下のように述べている。

「本書題して日本女礼式大全と謂う、然れども実は礼式のみならず、婦人の須らく知るべき技芸は、例えは香、花、茶の湯、盆石、琴等の如き、或は裁縫、料理、押絵、造花等の如き、又は衛生法、看病法、家事経済の如き、尼とく之を網羅し、また鼈頭には、古今名家の手に成り女子修身の訓戒と為るべきものは、大抵之を収めたり」(坪谷 1897: 1)

このように見えてくると、第三期の礼法書では「日本」や「女礼式」といった書名が目立ち、「女訓」類も勢いを復活させているけれども、それを単に「復古」と評価するのは適切でないことになる。近代化の道を選んだ明治日本に「単純な復古」などあり得ない。礼法書の総合化は、一面で、そのことを物語っている。また、上記の

「日本女礼式」類の礼法書にも、必ず「西洋料理宴会の礼式」「西洋女礼式の大意」等は載っていた。

こうした状況を率直に言い表しているのが、「和洋」「内外」と題された礼法書である。出版物の種類は多くはないが、二十八年の大橋又太郎『和洋礼式』のようにベストセラーになった例もある。礼法書に和式だけではなく洋式も入れざるを得なかったことは、外国人との接触や生活様式における欧化の流れをせき止めるのは不可能だったことを物語っている。そして、こうした礼法における和洋並列の状態は、単純に「和洋折衷」をもたらしたのではなく、和式の礼法を保持しつつ、その形式を簡略化するという趨勢を生み出していったと考えられる。例えば三十三年の池村鶴吉『内外交際普通礼式』は次のように述べて、国粹保存主義とは異なるがナショナリズムは共有する立場で、小笠原流・伊勢流などの伝統的な礼法の墨守からの脱却を説いている。

「むかしのごとく、東西両京の間を行くに十日も掛りし時世に於いては、虚礼又敢て害なしといえども、今は僅に十七八時間を以て、行くことを得べき文明の御世なり、徒らに虚礼を守りて、外国人に侮を取ること勿れ」(池村 1900：5 [傍点一引用者])

しかし「虚礼」廃止の風潮は、「彼も無用、是も虚礼なりとて簡略に従うはまだしもの事なれど、世の中の風潮斯の如くなるにつれて少年子弟までも皆之に見習い、長幼の礼儀、日に乱れ、子弟の情誼、日に薄くなりゆく」(三田村 1895：2) という形で、「礼式」全般を衰退させる危険性もあった。したがって、礼法をめぐる妥当な水準点は、再び池村『内外交際普通礼式』の文章を借りれば、こうなる。「実用に適い、国民たるの品位を失墜せざらん限りの度に於いて、之れが礼法を講じ、以て世に立たざるべからず、是れ国民としては之れを守らざるべからざるものなればなり」(池村 1900：5) [傍点一引用者])。すなわち、煩雑な礼法は簡略化すべきであるが、礼法における男女差は保持しつつ、最低限の礼法は男女を問わず身につけるべきである、と。

このように考えれば、第三期の礼法書名に「男女」や「普通」という語句が出現することも理解できる。二十一年の甫守謹吾『男女普通礼法』をはじめ、二十四年の久恒敏『男女普通礼式図解』、二十六年の松永清太郎『正式図解男女諸礼法』、二十八年の井上勝五郎『新撰男女諸礼式大全』、二十九年の津田房之助『男女諸礼図解』などが、この時期に出版されている。

これらの本における礼式の内容は従来とあまり変わらず、依然として礼法の男女差も残っているけれども、その対象範囲が女のみから男女ともへと拡大されている点は注目に値する。この「女礼式」から「男女普通礼法」への移行過程は、「国民」という考え方方が、政治領域だ

けでなく、礼儀作法の分野でも形成されつつあったことを示すものだと考えることもできる。実際、次号で扱う予定の〈日本近代礼法〉形成過程の第四期のキーワードは、「国民礼法」「国民作法」となるだろう。

しかし、この移行過程は単に男女の「国民」化ではなく、男女を問わない「臣民」化でもあった。〈日本近代礼法〉における重要な転換点が二十四年六月の「小学校祝日大祭日儀式規程」だったと述べたが、同年十一月に出版された久恒敏『男女普通礼式図解』(主に学校生徒用を想定した礼法書)では、早くもこの規程に沿った編修がなされている。冒頭の「起居の部」は「立礼」の項目から始まり、それはさらに、次のような「最敬礼」の仕方に関する記述から始まっている。

「立礼に、最敬礼と敬礼の二あり、最敬礼は、帽を脱して、左の腋に挿み、腰を屈め、右手を膝に当て拝す、帽を着せざるときは、腰を屈め、両手を膝の上に当て拝す、敬礼は帽を脱して、少し頷く、帽を着せざるときは、其の頭を傾くのみ、是れ明治八年に定められたる所の礼式なり」(久恒 1891：1)

この敬礼規程は、久恒も述べているように、明治八年二月に出された官吏向けの「大礼服着用敬礼式」規程であり、その中で「最敬礼」は「天皇に対し及び祭祀参拝の節この式を行う」とされていた。『男女普通礼式図解』では、誰に対する最敬礼を行うのかは記されていないが、学校生徒をはじめ国民が最初に身につけるべき礼法が「最敬礼」であるという主張は明白である。この流れは、少なくとも二十年代末から一般礼法書にも広がりをみせていく。例えば二十八年の三田村熊之助『日本諸礼式』には、「貴顕の御肖像を拝する礼式」や「途上にて皇族の通過を拝する時の礼」の項目が掲載されている。三十年代に入ると、藤田万平『明治新撰諸礼式』(三十二年) や小松信香『日本諸礼式』(三十三年) の他、多くの礼法書に天皇・皇室に対する「最敬礼」や「御肖像を拝する様」「勅語朗読拝聴の様」などの項目が登場していく。このように一般礼法書の中で「皇室に対する儀礼」の記述量が増えたり、内容が詳細化したり、記載の順番が先頭に置かれるなどの変化は、学校における祝祭日儀式を通じた儀式礼法政策が時間とともに学校内外に浸透していくこと(そして浸透させようとしたこと)の一つの指標となるだろう。

ただし、この過程には、相反するベクトルが含まれていた。旧来の儀礼が全般的に簡略化の道を進んでいったにもかかわらず、皇室に対する儀礼だけは細分化・厳格化していくことである。確かに、これは天皇を神聖化する政策としては、ある面で、有効であっただろう。背景(地)となる一般の礼儀作法は簡素化していくのに対して、前景(図)となる天皇および皇室に対する

儀礼だけは厳格化・詳細化していくのだから、両者の対照性は際立っていく。しかし同時に、この傾向は、危うさを胚胎していた。礼儀作法全般の簡略化は世俗化の進行を意味するものであり、世俗化という流れは天皇の神聖化とは逆行するものであったからである。そして、「修身」や「礼法」の重要性が声高に叫ばれ、その関連の書物が盛んに出版される時期とは、それらが遵守されなくなった時期でもある。この後、国家による礼法の制度化は学校儀式礼法を中心にはじめと整備されていった反面、日常礼法をめぐる社会状況は危機を深めていったことも事実である。これが先鋭化するのが、〈日本近代礼法〉形成過程の第四期、すなわち明治三十三年前後から明治末までの時期である。(以下、次号に続く)

### [註]

- (1)以下、本稿における史料は、読みやすさを優先する理由から、法令名・書名などを除いて、現代の漢字表記や仮名遣いに直し、また適宜句読点を補って引用する。
- (2)この史料は、<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Gaien/1794/tanzan1.html>から引用した。
- (3)この点に関しては、「二十年代の女学生攻撃は、この時代的な抵抗ないし反感の自然な水準を超えて、政府の意図を受けた人々が意識的につくりだしたものである」(村上 1973:198) という指摘がある。
- (4)この引用に関しても、註(2)と同じ。
- (5)その他、榎本晁『茶の湯主客独稽古』(二十九年) や堀内正路『茶の湯客の心得』(三十一年)、江刺家協一『茶の湯大全』(三十三年) なども出されている。
- (6)「唱歌」に関しては、文部省は明治二十六年八月、学校の祝日大祭日の儀式に用いる唱歌八編(「君が代」「勅語奉答歌」など)を選定した。
- (7)多くの事件には、キリスト教徒が関係していた。明治二十三年十一月三日の天長節に、キリスト教徒であった熊本の一小学生が教場に掲げられた御真影を「ナンダ」と言って扇子で打ち落とし、地方の大事件になった例や、明治二十九年二月十一日の紀元節に、仙台の第二高等中学校で外国人教師で宣教師のC.カラゾルスが御真影に敬礼しなかったために解雇された「カラゾルス不敬事件」などが有名である。
- (8)『日本女礼式大全』は、確認できた限りで、発刊三年後の明治三十三年に八版が、四十二年には四十八版が出ている。また、少なくとも大正十一年(1922)まで出版されている。
- (9)時期区分としては次の第四期にまたがるが、「日本」を書名に冠した礼法書は、その後も出版されている。明治三十二年の岡部千仞『日本新式礼法』、三十三年の小

松信香『日本諸礼式』、三十四年の小松信香・吉岡平助『日本諸礼式』と松室八千三『日本諸礼式』、三十五年の中川愛氷『日本女礼式』、四十四年の山田貞夫『日本の礼法』など。

(10)例えば、二十六年刊の鈴木常松『日本婦女鑑』の「第六編 礼節」の「起居進退」の記述は、十五年刊の高橋文次郎『小学女礼式訓解』とほぼ同一内容である。

### [引用文献]

- (書名のみを挙げた明治時代の礼法書は割愛する)
- ベルツ、トク 1979 『ベルツの日記(上)』(岩波文庫) 岩波書店.
- 原 武史 2001 『可視化された帝国』 みすず書房.
- 久恒 敏 1891 『男女普通礼式図解』 中近堂.
- 入江曜子 2001 『日本が「神の国」だった時代』(岩波新書) 岩波書店.
- 池村鶴吉 1900 『内外交際普通礼式』 求光閣書店.
- 伊藤 整 1995 『日本文壇史2』(講談社文芸文庫) 講談社.
- 鹿野政直 1999 『近代日本思想案内』(岩波文庫) 岩波書店.
- 小泉八雲 1990 「英語教師の日記から」 平川祐弘編 『明治日本の面影』(講談社学術文庫) 講談社.
- 熊倉功夫 1999 『文化としてのマナー』 岩波書店.
- 松田敏足 1889 『女小学躰草上』 林斧介.
- 三田村熊之助 1895 『日本諸礼式』 石塚書店.
- 文部省 1972a 『学制百年史(記述編)』 帝国地方行政学会.
- 1972b 『学制百年史(資料編)』 帝国地方行政学会.
- 村上信彦 1973 『明治女性史 中巻前編』 理論社.
- 夏目漱石 1986 『漱石文明論集』(岩波文庫) 岩波書店.
- 小木新造・熊倉功男・上野智鶴子(編) 1990 『日本近代思想大系23』 岩波書店.
- 篠塚英子 1995 『20世紀の日本8 女性と家族 近代化の実像』 読売新聞社.
- 鈴木常松 1893 『貴女至宝 日本婦女鑑』 積善館.
- 坪谷善四郎 1891 『閨秀金囊 日本女礼式』 博文館.
- 1897 『日本女礼式大全 上巻』 博文館.
- 高橋文次郎 1882 『小学女礼式訓解』 平城閣.
- 多木浩二 1988 『天皇の肖像』(岩波新書) 岩波書店.
- 山路愛山 1916=1984 「現代日本教会史論」 隅谷三喜男編『日本の名著40』 中央公論社.

# The Formation of Japanese Modern Courtesy and Etiquette (2)

Akira USUI\*

**Abstract :** In this paper, I outline the formation of Japanese modern courtesy and etiquette in the latter half of the Meiji Era by examining manners and customs, school education, the modern Emperor system, and etiquette books. In Section 3, I study the formation of Japanese modern courtesy and etiquette during the period from ca. 1887 to the last years of the 1890s, during which old abandoned manners and customs revived due to the general restorationism and nationalism, the educational policy of making schoolgirls “wise mothers and good wives” (*kenbo-ryousai*) was developed by the Ministry of Education, and teachers and pupils were bound by a rule to perform a ceremony on national holidays which began with making a very deep bow to the Emperor’s icon (*goshinei*) and ended with singing a song in praise of the Imperial House. While many books on the properties for women (*joreisiki*) were published and the consecration of the Emperor and the Imperial House was strengthened through ritualization, sexism and formalism in courtesy and etiquette was weakened little by little.

**Key words :** Japanese modern courtesy and etiquette, manners and customs, school education, the modern Emperor system, etiquette books